

福岡県医発第1706号(地)

平成16年12月17日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



子ども予防接種週間の実施についての厚生労働省通知について

子ども予防接種週間の実施につきましては、平成16年11月19日付福岡県医発第1540号(地)にてご連絡いたしておりますが、今般、本件に関しまして、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名により各都道府県知事宛に、この週間に合わせて子どもへの予防接種に関する正しい知識の普及啓発に積極的に努め、関係機関と十分に連携し継続的な接種率向上のための活動を実施するよう求める通知がなされ、さらに、厚生労働省医政局指導課長より、各都道府県衛生主管部(局)長に対し、各地方公共団体において、子ども予防接種週間による予防接種者の増加が予想されることを踏まえ、期間中の小児救急医療体制に万全を期するよう協力を求める通知がなされた旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本事業が円滑に実施されますよう各市町村とよくご協議いただき、会員各位へご周知下さいますようお願い申し上げます。

また、実施協力医療機関におかれましては、当日の2次、3次救急医療機関をあらかじめ把握していただきますよう併せて周知方お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂





(地Ⅲ 184)

平成16年12月13日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

子ども予防接種週間の実施についての厚生労働省通知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、子ども予防接種週間の実施につきましては、平成16年10月29日付(地Ⅲ 143)をもってお送りいたしました。

今般、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名により各都道府県知事宛に「子ども予防接種週間」の実施について、この週間に合わせて子どもへの予防接種に関する正しい知識の普及啓発に積極的に努めていただくとともに、関係機関とも十分連携をして、継続的な接種率向上のための活動を実施するよう求める通知がなされました。

さらに、厚生労働省医政局指導課長より、各都道府県衛生主管部(局)長に対し、各地方公共団体において、子ども予防接種週間による予防接種者の増加が予想されることを踏まえ、期間中の小児救急医療体制に万全を期するよう協力をお願いする通知がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、日本医師会宛お送りいただきます予防接種実施医療機関の名簿を、都道府県及び市町村にも情報提供していただき、行政と十分連携をとりつつ、子ども予防接種週間の実施にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、予防接種実施医療機関におきましては、当日の2次、3次救急医療機関をあらかじめ把握しておいていただきますよう周知方併せてよろしくお願い申し上げます。





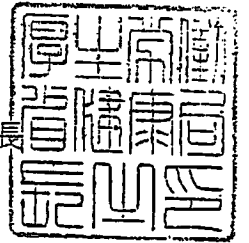
健発第1207001号

雇児発第1207001号

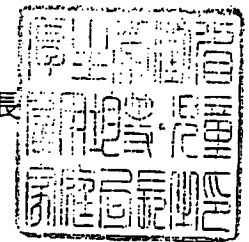
平成16年12月7日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「子ども予防接種週間」の実施について

予防接種の推進については、かねてより御高配を賜っているところですが、子どもに対する予防接種への関心を高め、一類疾病に係る予防接種の接種率向上を図ることを目的として、(社)日本医師会、(社)日本小児科医会、厚生労働省の主催により、平成17年3月1日(火)から同月7日(月)までの1週間、別添実施要綱に基づき「子ども予防接種週間」が実施されることとなりました。

つきましては、貴職におかれましても、この週間に合わせて子どもへの予防接種に関する正しい知識の普及啓発に積極的に努めていただくとともに、これを契機に関係機関とも十分連携をとりつつ、衛生主管部局、母子保健主管部局、児童福祉施設を所管する児童福祉主管部局が協力して、継続的な接種率向上のための活動を実施していただくようお願いします。

「子ども予防接種週間」実施要綱

1. 趣旨及び目的

保護者を始めとした地域住民の予防接種に対する関心を高めるため、通常の診療時間に予防接種が受けにくい方々に対して、土曜日、日曜日、平日の夜間（18時頃から20時頃）に予防接種を行うとともに、種々の予防接種の相談に応じ、接種機会の拡大及び予防接種率の向上を図る。特に麻しん、風しんの予防接種率の向上を目指す。

2. 主催

社団法人日本医師会、社団法人日本小児科医会、厚生労働省

3. 後援

「健やか親子21」推進協議会

4. 実施期間

平成17年3月1日（火）～3月7日（月）までの1週間

＊この時期は4月からの入園・入学に備え、保護者の予防接種への関心を惹起するとともに、接種漏れを見直すよい時期である。

5. 対象者

- ・ 予防接種法に基づく一類疾病の被接種対象者（特に1歳～7歳半の子ども）及びその保護者（麻しん、風しんを重点とする。）
- ・ 任意接種については、かかりつけ医が十分に相談のうえ実施

6. 対象地域

全国

7. 実施内容

通常の診療時間に予防接種が受けにくい方々に対し、土曜日、日曜日、平日の夜間（18時頃から20時頃）に予防接種を行うとともに、種々の予防接種の相談に応じる。

また、予防接種に関するリーフレットの配布や予防接種についての講習会を開催し、予防接種の普及・啓発に努める。

8. 実施機関

協力医療機関、各地域の予防接種センター

（協力医療機関については、医師会にて把握し、各都道府県主管部局へ周知する予定。）

9. 広報

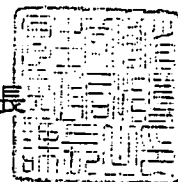
ポスター、チラシを作成、配布するとともに、普及啓発用のリーフレットを作成する。また、マスコミとも連携を図り、ホームページ等を活用して積極的にPRする。



医政指発第 1207003 号
平成 16 年 12 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



「子ども予防接種週間」の実施について

救急医療行政の推進につきましては、平素より多大なご理解、ご尽力を賜り、熱く御礼申し上げます。

標記につきましては、平成 16 年 12 月 7 日健発第 1207001 号・雇児発第 1207001 号厚生労働省健康局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知をもつてお願いしているところですが、現在、日本医師会において、平成 17 年 3 月 1 日（火）から平成 17 年 3 月 7 日（月）に実施される予防接種実施等事業に参加する医療機関のリストを作成中で、当該リストが都道府県医師会から都道府県に送付される予定となっています。

各地方公共団体においては、当該事業による予防接種者の増加が予想されることを踏まえ、期間中の小児救急医療体制に万全を期するようご協力いただきますようお願いいたします。

照会先
厚生労働省医政局指導課
課長補佐 宮本
係長 廣井
TEL: 03-5253-1111 (2559)